

第2章

本県における「個別の教育支援計画」についてのQ&A

Q 1 : 「個別の教育支援計画」とは、何ですか。

「個別の教育支援計画」とは、障害のある幼児児童生徒の一人一人を関係機関（教育、医療、保健、福祉、労働等）が連携して効果的に支援するための計画です。

つまり、関係者が、本人及び保護者の願いや目標、支援内容、支援方法等の情報を共有したり役割分担したりして適切な支援をしていくための道具（ツール）です。

Q 2 : 「個別の教育支援計画」を作成する目的は、何ですか。

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な教育的支援を行うことを目的としています。また、この教育的支援は、教育のみならず、医療、保健、福祉、労働等の様々な側面からの取組が必要であり、関係機関、関係部局の密接な連携協力を確保することが不可欠です。

Q 3 : どのような内容を記載するのですか。

計画を作成するに当たっては、保護者及び関係機関等と連携を図り、以下のような内容を記載します。

- 本人のプロフィール
- 本人・保護者の思い・願い
- 児童生徒の特別な教育的ニーズ
- 適切な支援の目標
- 連携して支援を行う者・機関と支援内容やその時期
- 評価の実施時期、改訂・引継の内容